

諮詢番号 令和7年5月8日付け目総第477号

## 答申書

### 第1 本件の経緯

本件の審査請求人は、目黒区立保育園民営化に伴う保育園整備・運営事業者の公募への応募事業者の応募書類一式並びに一次審査及び二次審査での各審査項目に対する審査結果又は審査項目を示す資料の開示請求に対して行った目黒区長（以下「実施機関」という。）の部分開示決定につき、第三者として当該部分開示決定を取消し、全ての文書の非公開を求めて審査請求をしている。

本答申は、審査請求人からの審査請求について、実施機関が令和7年5月8日付け目総第477号により行った諮詢に対する当審査会の判断である。

なお、審査請求及び当審査会による審査の経緯は、以下のとおりである（期日は、その文書の日付であることを示す）。

- 令和6年9月3日 開示請求者が実施機関に対し、行政情報の開示を請求
- 同年9月17日 実施機関が審査請求人に対し、開示について意見照会
- 同年10月4日 審査請求人が開示に反対する旨の意見書を実施機関に提出
- 同年11月1日 実施機関が開示請求人に対して部分開示決定通知書を送付
- 同年同月同日 実施機関が審査請求人に対して開示決定に係る通知書を送付
- 同年12月6日 審査請求人が上記決定につき実施機関（審査庁）に審査請求及び執行停止申立て
- 同年同月16日 実施機関（審査庁）が実施機関、開示請求人及び審査請求人に執行停止を通知
- 令和7年1月17日 実施機関が実施機関（審査庁）に弁明書を提出
- 同年3月14日 審査請求人が実施機関（審査庁）に反論書を提出
- 同年5月8日 実施機関（審査庁）が審査会に弁明書の写し等を添えて諮詢
- 同年7月22日 本件諮詢の審議
- 同年9月29日 本件諮詢の審議
- 同年10月22日 審査請求人の意見陳述、本件諮詢の審議
- 同年12月3日 本件諮詢の審議

### 第2 当事者の主張

#### 1 審査請求人の主張

##### （1）審査請求の理由

部分開示決定された全ての文書（以下「本件文書」という。）には、審査請求人がこれまで培ってきた独自の事業ノウハウや機密情報、事業戦略等が含まれており、本件

文書が公開された場合、同業他社が審査請求人が独自で築いてきた事業ノウハウ等を安易に手に入れることができ、同業他社が本件文書と同様の文書を安易に作成するおそれがある。本件文書が公開されると審査請求人の競争上の地位のみならず、正当な利益までが損なわれるおそれが十二分にあり、その結果、重大な経済的な損害を被ることになる。

また、本件文書の作成には、多種多様な人材が携わっており、これらの人材の情報や多数の関係者等の情報も含まれている。公開された場合多くの人材や関係者の情報が漏洩する結果となり、関係者等に重大な損害を与えるおそれが十二分にある。

さらに、本件文書が公開された場合、開園を予定している保育所の保育士の人数、緊急事態の対応等が公開され、保育園の安全かつ健全な運営に重大な支障をきたすおそればかりか、園児、保護者、保育士等の生命身体の安全を損なう重大な危険が発生するおそれがある。

よって、本件文書の公開は、目黒区情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号に規定される「公にすることにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの」に該当し、非公開情報として保護されるべきものである。

## （2）実施機関の弁明に対する反論（反論書の要旨）

目黒区は弁明書において、まず、審査請求人が重大な経済的損害を被るとした点について、条例第7条に基づき、具体的な取組・運営方法等の審査請求人に明らかに不利益を与えると認められる部分については、不開示としており、他方、開示としている部分については、理念的なものであり、具体的な取組等に係る記述ではないため、これらを開示することにより審査請求人に明らかに不利益を与えるとは認められないと主張する。

しかしながら、審査請求人が指摘した部分については、理念的なものではなく、具体的な取組・運営方法等に該当するものがある。指摘した部分は①コンサルタント等の専門家に多額の費用を支払って作成した内容であるもの②設計事務所に多額の費用を支払って作成したもの③多額の資金を投入して独自で築いてきた事業ノウハウをマニュアル化、社内ルール化等したもの④今回の公募のために作成した独自の創意工夫・ノウハウであって今回の公募において評価されたものであるため、これらを開示されることによって経済的不利益を被るものがある。

また、目黒区は、文書の構成・デザイン等が開示されることで法人等に明らかに不利益を与えるとは認められず、具体的な取組・運営方法等についてのみ不開示としていると主張する。

しかしながら、審査請求人が指摘する部分については、具体的な取組・運営方法等に該当するものがあり、これを開示されることによって経済的不利益を被るものである。

次に、目黒区が開示する情報は事業者ウェブサイトや配布物等により既に公表している情報であり、これを開示されたとしても重大な損害が与えられるとは考えられな

いと主張する。

しかしながら、審査請求人が指摘する部分については、事業者ウェブサイトや配布物等により既に公表している情報でないものがあり、これを開示されることによって重大な損害を被るものである。

さらに、開園予定の保育園の職員配置数、危機管理マニュアル及び図面といった審査請求人が指摘する書類は不開示としていることから、この不開示部分を除く部分を開示したとしても保育園の安全かつ健全な運営に重大な支障をきたすとは考えられないと主張する。

しかしながら、審査請求人が指摘する部分については、条例第7条第2号に該当する書類であって、開示されることによって保育園の安全かつ健全な運営に重大な支障をきたすものがある。

(以下、応募書類の中で目黒区が不開示とした部分以外で、審査請求人が不開示とすべき部分を記載。不開示とすべき理由は、それぞれ上記に記載した理由のとおり。)

## 2 実施機関の主張（弁明書の要旨）

審査請求人は、本件部分開示決定を取り消しの上、本件文書の不開示を求めており、その理由として3点を主張している。

まず、本件文書には審査請求人がこれまで培ってきた独自の事業ノウハウや、機密情報、事業戦略が含まれており、開示されることにより、審査請求人が重大な経済的損害を被るためとしているが、この点、実施機関は条例第7条第2号（法人等に関する情報）に基づき、具体的な取組・運営方法等の審査請求人に明らかに不利益を与えると認められる部分については、不開示とし、他方、開示としている部分については、理念的なものなどであり、具体的な取組等に係る記述ではないため、これらを開示することにより審査請求人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

また、審査請求人は、構成・デザイン等を含め独自の事業ノウハウであると主張するが、文書の構成・デザイン等が開示されることで法人等に明らかに不利益を与えるとは認められず、前段のとおり運営事業者の具体的な取組・運営方法等についてのみを不開示としているものである。

次に、本件文書には多種多様な人材情報のほか、多数の関係者等の情報が含まれており、これらが開示された場合、当該関係者等に重大な損害を与えるおそれがあると主張しているが、開示している情報は、事業者ウェブサイトや配布物等により、既に公表している情報であり、これらが開示請求者に開示されたとしても、それにより重大な損害が与えられるとは考えられない。

さらに、本件文書が開示された場合、開園を予定している保育園の保育士の人数、緊急事態の対応等の情報が漏れ、安全かつ健全な保育園の運営に重大な支障をきたすと主張しているが、条例第7条第2号に基づき、開園予定の保育園の職員の配置数、危機管理マ

ニュアル及び図面といった審査請求人が指摘する書類については不開示としていることから、この不開示部分を除く部分を開示したとしても、審査請求人が主張する保育園の安全かつ健全な運営に重大な支障をきたすとは考えられない。

以上のことから、本件審査請求には理由がなく棄却されるべきである。

### 第3 審査会の判断

審査請求人は、実施機関の部分開示決定を取消し、本件文書の全ての不開示を求めてい る。

審査請求人は、本件文書には審査請求人がこれまで培ってきた独自の事業ノウハウや、機密情報、事業戦略等が含まれており、開示されることにより、同業他社が本件文書と同様の文書を安易に作成する「おそれがある」など、本件文書を公開されると審査請求人の競争上の地位のみならず、正当な利益までが損なわれる「おそれがある」と主張する。

実施機関は、開示している部分については、理念的なものなどであり、具体的な取組等に係る記述ではないため、これらを開示することにより審査請求人に明らかに不利益を与えるとは認められない。また、開示する情報は、事業者ウェブサイトや配布物等により、既に公表している情報であり、これらが開示請求者に開示されたとしても、それにより重大な損害が与えられるとは考えられない。さらに、安全面も含めた具体的な取組・運営方法等の審査請求人に明らかに不利益を与えると認められる部分については、不開示とするなど必要な対応をしているとしている。

目黒区情報公開条例の下では行政情報は開示が原則であり、条例が認める例外的な不開示には、行政情報を公にすることにより、審査請求人に「明らかに不利益を与えると認められる」ものに該当することが必要である。

審査請求人の主張する「おそれがある」とは、「多額の資金を投入して独自の事業ノウハウを築いてきた」が、それが無駄になるとの主張にとどまり、「明らかに不利益を与えると認められる」ものが具体的に主張されていない。また、多額の資金を投入すること自体は企業活動に当然に伴うものであって、それを不開示の理由と認めるのであれば、法人情報は一切不開示ということになりかねない。

当審査会は、審査請求人に対して行った意見陳述において、改めて具体的な説明を求めたが、「明らかな不利益」な点に関する具体的な説明ではなく、「著しい経済的不利益を被る」との単なる観念的・抽象的な主張にとどまった。

以上の点を踏まえて審査会で検討したところ、実施機関の説明に不合理な点は認められず、本件部分開示決定は、妥当である。

### 第4 審査会の結論

以上の理由により、本件審査請求には理由がなく、審査請求人の請求は棄却されるべきである。

以 上

2025年（令和7年）12月25日

目黒区情報公開・個人情報保護審査会

会長 中島 徹

副会長 卷 美矢紀

委員 江島 晶子